

フィリピン外資規制関連法の改正 - 概要



團 雅生

Masao Dan

(リージョナル・パートナー)

2010年弁護士登録。日本法
 弁護士として初めてフィリ
 ピンのロースクールを卒業し、
 2016年10月から現在まで
 マニラ首都圏の現地法律事務
 所に駐在勤務中。

Point !

- ✓ 外資規制関連法（公共サービス法、小売自由化法、外国投資法）が改正され、世界的に見ても厳しい水準にあったフィリピンの外資規制が大幅に緩和
- ✓ 「公益事業」の定義が明確になり、定義に含まれない公共サービスは全面的に外資規制が撤廃（公共サービス法）
- ✓ 外国小売事業者の高い参入障壁であった最低払込資本金、1店舗あたり投資額の要件が大幅に引き下げ（小売自由化法）
- ✓ 外資40%以上の企業に求められる最低払込資本金要件が緩和（外国投資法）

フィリピンでは、2022年1月から3月にかけて、外資規制関連3法（公共サービス法、小売自由化法、外国投資法）が相次いで改正され、厳しい外資参入規制が大幅に緩和されました。本稿では、今回の外資規制関連法の改正について概要をご紹介します。

■ 公共サービス法（Public Service Act）

フィリピンでは「公益事業」（Public Utility）について、外資の出資比率が40%未満でなければならないという規制が存在するところ、「公益事業」の定義が不明確であったため、幅広い公共サービスがこれに該当するものと解釈され、外資の参入が制限されていました。

2022年3月に大統領が署名した公共サービス法の改正法は、「公益事業」を（1）電力の配電、（2）電力の送電、（3）石油および石油製品のパイプライン輸送システム、（4）上下水道排水システム、（5）港湾、（6）公共交通車両に限定することを明らかにしました。同改正により、これらに含まれない電気通信や国内海運、輸送業、鉄道等の分野において外資100%での参入が可能になると見込まれます。

■ 小売自由化法（Retail Trade Liberalization Act）

フィリピンでは、外国人が小売業（飲食店等）を営むには、（1）法人設立時の最低払込資本金250万USドル（約3億円）、（2）1店舗あたり最低投資額83万USドル（約1億円）、（3）親会社の最低純資産2億USドル（約250億円）などの厳しい要件を満たす必要がありました。そのため、フィリピンに進出している外資系ブランドの小売事業は、現地資本の会社によるフランチャイズ経営等の形態をとることが一般的となっています。

2022年1月21日に発効した小売自由化法の改正法は、最低払込資本金を2500万ペソ（約5,500万円）以上、1店舗あたり最低投資額を1000万ペソ（約2,200万円）以上へと大幅に引き下げ、その他の要件を原則として撤廃しました。これにより、外国小売事業者の小売業への参入障壁が相当低くなりました。

■ 外国投資法（Foreign Investment Act）

外国資本比率が40%を超える国内市場向け企業は、最低払込資本金を20万USドル（約2,500万円）相当以上とする必要があるところ、改正前外国投資法は、フィリピン国民を50名以上雇用する場合など一定の要件を満たす場合には、最低払込資本金を10万USドル（約1,250万円）相当に引き下げることが可能としていました。

外国投資法は2022年3月19日に改正され、最低払込資本金要件を引き下げるための要件が緩和されています。具体的には、フィリピン国民を15名以上雇用する場合や、当局から承認を受けたスタートアップ等は、最低払込資本金を10万USドル相当に引き下げることが可能とされました。



生駒 大典

Hironori Ikoma

2018年弁護士登録。日本法
 弁護士。マニラ首都圏の現地
 法律事務所に駐在勤務中。

TMI 総合法律事務所

(フィリピン現地デスク)



E-mail :

philippineslaw@tmi.gr.jp

※本ニュースレターはフィ
 リピン法に関する一般的な
 情報を提供するものであ
 り、法的助言を提供するも
 のではありません。

情報提供

Puyat Jacinto & Santos

<https://pjslaw.com/>